

「e-Japan重点計画－2002－」の概要等について

国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官

文部科学省初等中等教育局参事官付教科調査官 松林 巧

インターネットを中心とする情報通信ネットワークの普及は、情報流通にかかる時間等を大幅に減少させ、密度の高い情報のやりとりを容易にし、日常生活を便利にするとともに、社会経済構造を変化させることとなった。わが国では、こうした状況やこれまでの情報通信の高度化等に取組んできたことを踏まえ、IT基本戦略の策定やIT基本法の制定など、IT社会の推進に向けた戦略体制の整備が進められている。

ここでは、IT基本法に基づき決定された「e-Japan重点計画－2002」の概要等について紹介したい。

1. IT社会の推進に向けた戦略体制の整備

世界規模で生じている情報通信技術（IT）による産業・社会構造の変革、即ちIT革命に取組み、IT革命の恩恵をすべての国民が享受でき、かつ国際的に競争力のある「IT立国」の形成をめざした施策を総合的に推進するため、2000年7月に内閣に「情報通信技術（IT）戦略本部」が設置されるとともに、戦略的かつ重点的に検討を行うため、有識者から構成される「IT戦略会議」が設置された。

このIT戦略会議により、2000年11月27日「IT基本戦略」が取りまとめられた。

他方、世界的規模で生じているIT革命にわが国が的確に対応し、インターネット等を通じて自由かつ安全に多様な情報や知識を受発信することにより、創造的かつ活力ある発展が可能となる社会を形成することが喫緊の課題であるとの認識の下、2000年の第150回国会において「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（IT基本法）が制定され、2001年の1月6日に施行された。

さらに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、同法第25条に基づき、内閣に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）が設置され、「IT

基本戦略」に基づき、IT国家戦略として「e-Japan戦略」が決定された。

この「e-Japan戦略」を具現化し、高度情報通信ネットワーク社会の形成のため政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策の全容を明らかにするものとして、「e-Japan重点計画」が立てられた。即ち、具体的施策を盛り込んだアクションプランである。

「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（抜粋）」

（2001年1月6日施行）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適切に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

第二章 施策の策定に係る基本方針

（教育及び学習の振興並びに人材の育成）

第十八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、すべての国民が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。

第三章 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

（設置）

第二十五条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

第四章 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画

第三十五条 本部は、この章の定めるところにより、重点計画を作成しなければならない。

2. e-Japan戦略

「e-Japan戦略」とは、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指した国家戦略であり、次の3つを基本理念としている。

第一は、全ての国民が情報リテラシーを備え、地理的・身体的・経済的制約等にとらわれず、自由かつ安全に豊富な知識・情報を交流し得ること。

第二は、自由で規律ある競争原理に基づき、常に多様で効率的な経済構造に向けた改革が推進されること。

第三は、世界中から知識と才能が集まり、世界で最も先端的な情報、技術、創造力が集積・発信されることによって、知識創発型社会の地球規模での進歩と発展に向けて積極的な国際貢献を行うこと。

IT革命を推進するためには、ハード、ソフト、コンテンツを同時並行的に、かつ飛躍的に発展させることが重要であり、特に、市場競争原理に基づく超高速ネットワークインフラ整備と情報リテラシーの普及を含む人材育成は、IT革命の推進に不可欠な基盤となる。また、こうした基盤の上におけるITを活用した取引や活動を活性化するためには、電子政府の実現と、政府規制の緩和や新しいルールづくりを通じた電子商取引の促進を図ることが必要になる。このような理由から、①超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策、②電子商取引、③電子政府の実現、④人材育成の強化の4つの重点政策分野が策定された。

3. e-Japan重点計画

「e-Japan重点計画」では、「e-Japan戦略」がめざす「世界最先端のIT国家」の実現のために、特に重点的に施策を構すべき分野として、

①世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

公正競争条件の整備、超高速ネットワークインフラの形成推進、研究開発の推進、放送のデジタル化の推進

②教育及び学習の振興並びに人材の育成

学校教育の情報化、IT学習機会の提供、専門的な知識・技術を有する人材の育成

③電子商取引等の促進

規制の見直し、新たなルールの整備、知的財産権の適正な保護及び利用、消費者保護、中小企業

④行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用推進

行政の情報化、公共分野における情報通信技術の活用

⑤高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

制度・基盤の整備、政府部内の情報セキュリティ対策、民間部門の情報セキュリティ対策、重要インフラのサイバーテロ対策、研究開発・人材育成・国際連携

の5分野に集中的に取り組むこととされた。

このなかの「教育及び学習の振興並びに人材の育成」については、

- ア) 2005年のインターネット個人普及率予測値の60%を大幅に上回ることを目指し、すべての国民の情報リテラシーの向上を図る。
 - イ) 小・中・高等学校及び大学等のIT教育体制を強化するとともに、社会人全般に対する情報生涯教育の充実を図る。
 - ウ) IT関連の修士、博士号取得者を増加させ、国・大学・民間における高度なIT技術者・研究者を確保する。
- などを達成すべき目標としている。

教育及び学習の振興並びに人材の育成

具体的施策

1. 学校教育の情報化等

学校のIT環境の整備、IT教育の充実等、IT指導力の向上、教育用コンテンツの充実、教育用ポータルサイトの整備等

2. IT学習機会の提供

IT普及国民運動の維持等、IT分野での職業能力開発支援、人材の登録、派遣制度導入

3. 専門的な知識又は技術を有する創造的な人材の育成

大学改革の積極的な推進、専修学校におけるIT関連講座の充実、専門高校における人材の育成、コンテンツクリエイターの育成など

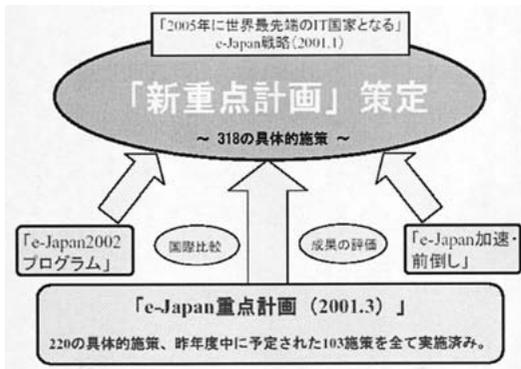
4. e-Japan重点計画-2002-

前記の「e-Japan重点計画」を受け2001年6月には各府省の2002年度の施策に反映する年次プログラムとして、「e-Japan2002プログラム」が策定された。

また、2001年11月には、重要かつ緊急性の高いIT関連施策について検討し、「e-Japan重点計画、e-Japan2002プログラムの加速・前倒し」が取りまとめられた。

さらに、2002年3月には、2005年度までにわが国が

IT人的資源大国となることをめざし、①将来を担う子どもたちのIT活用能力を高めるための「学校教育の情報化等」、②すべての国民が日常生活の中で自然にITを使いこなすための「IT学習機会の提供」、③各分野のIT専門家の育成のための「専門的な知識又は技術を有する創造的な人材の育成」を柱とした、「IT人づくり計画」が策定された。IT戦略本部では、これから2005年という目標年次への中間段階にさしかかることから、「e-Japan重点計画」を全面的に見直し、300を超える施策を盛り込んだ新たな「e-Japan重点計画－2002」が2002年6月に策定された。



文部科学省（初等中等教育）関係の主な具体的施策は以下の通りである。

○学校のIT環境の整備

必要なコンピュータを整備し、インターネット接続の高速化を推進するなど、すべての子どもたちのIT活用能力を向上させるために必要なブロードバンド等の時代の変化に的確に対応したIT環境を整備する。

○IT活用型教育の本格的実施の推進

ア) IT教育の充実

IT教育の充実を通じ、コンピュータやインターネットを使うための技能を習得させることはもちろん、子どもたちに論理的な思考力をはぐくみ、自己を表現する能力や創造力を涵養するとともに、筋道を立てて考える能力や適切に表現する能力、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育成する。あわせて、社会生活の中でITが果たしている役割や及ぼしている影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を図る。

イ) 先進的な実践事例の積極的な紹介・普及

ITを活用して教育効果を上げている学校等の取組等の先進的実践事例を全国に紹介・普及し、各学校

の情報化に資することを通じ、効果的に全国的なレベルアップを図る。

○IT指導力の向上

概ねすべての公立学校教員がITを活用して指導ができる能力を身につけられるようにするとともに、高等学校において教科「情報」が必修化されることにともない、必要な免許を持った教員（約9,000人）を養成することを通じて、子どもを指導する立場にある教員のITに関する指導力の向上を図る。

また、ITに関する企業や地域の人材の専門的知識、技術等を活用し、子どもたちの情報活用能力の向上を図るとともに、インターネット等を利用した授業の一層の充実をめざす。あわせてアジア太平洋地域の教員等の養成にも協力する。

○教育用コンテンツの充実・普及

各種教育用コンテンツの充実・普及を図ることを通じ、子どもたちがこれまでの学校の授業では接することが難しかった情報を提供することにより、子どもたちの学習意欲の向上を図るとともに学習内容の一層の理解を促す。

○教育情報提供体制の整備等

学校教育や生涯学習に関する情報について、全国各地から有益な情報を検索・受信できるような情報提供体制を整備拡充すること等により、ITを活用した教育及び学習の振興を図る。

○障害のある子どもたちへの対応

学校教育の情報化等を進めるにあたっては、身体的な条件により、ITの利用機会及び活用能力の格差が生じないように、障害のある子どもたちに対して十分に配慮する。

「学校教育の情報化」推進計画（概要）

	H12	H13	H14	H15	H16	H17
ハード面	教育用コンピュータの整備	コンピュータ教室(42台)、普通教室(各2台)、特別教室等(各学校6台)				
	校内LANの整備	テレコム・プロジェクトによる整備	← 前倒し			
	インターネットへの接続	全公立学校	全私立学校の高速化の推進(実ファイバー、ADSL等への接続も推進)			
ソフト面	教員研修の実施	国・都道府県のリーダー養成	各教科でのコンピュータやインターネットを活用した授業実践			
	学校教育用コンテンツの開発	モデル開発・製作ノウハウの蓄積	→ 成果の普及・充実			
	教育情報ポータル機能の整備	教育情報ポータルサイトの開設など				

<参考資料等>

IT戦略本部「e-Japan重点計画－2002－」等より